



令和5年7月6日

中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社 トップスポット
業者の住所：東京都品川区西五反田8丁目9番5号
2. 指名停止措置期間：令和5年7月6日から令和5年10月5日まで（3ヵ月）
3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
4. 事実概要：(株)トップスポットが、令和5年6月6日開札の中部地方整備局発注「令和5年度 中部地方整備局セキュリティカード発行事務処理業務」の一般競争入札において、落札決定後に入札金額の誤りを理由として契約辞退を申し出たことによる。
5. 指名停止措置理由：
(株)トップスポットが落札決定後に契約辞退を申し出たことは、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）（以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号（下記参照）に該当する。
よって、本件については指名停止3ヵ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

問い合わせ先

中部地方整備局総務部

経理調達課長

吉村 健

課長補佐

竹中 良磯

電話 052-209-6316(ダイヤル)